

令和 8 年第 1 回館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会

議事録（審議事項）概要

《審議事項（諮問）》

< 審議事項 >

（１）令和 7 年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について

（２）令和 8 年度館山市国民健康保険税の課税額の改正案について

（３）令和 8 年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案について

上記、審議事項について説明等を行いました。その概要については以下のとおりです。

< 説明概要 >

補正予算を説明する前に、国保財政の仕組みについて簡単に説明します。市町村が行う基本的な行政サービスである、福祉、教育、防災、公共施設などについては、一般会計と呼ばれるお財布でやりくりしています。それに対し、会社員や公務員以外の方が加入する国民健康保険のサービスは、一般会計とは別のお財布である国民健康保険特別会計でやりくりしています。本日は、この国民健康保険特別会計の関係でご審議いただきたいと思います。

市役所の会計の特色として、支出額に応じて収入額を確保しなければならないという点があります。支出では、国保加入者が医療機関等を受診した際に国保が負担する費用や、県に納める納付金、特定健診などの保健事業費を計上しております。そして、収入では、県からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、最も重要となる保険税を財源としておりますが、それでも不足する分を貯金である基金から取り崩し運営している状況です。それでは、詳細につきましては担当から説明いたします。

審議事項（１）「令和 7 年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案」について説明します。

補正予算は、年度当初の予算成立後に、いろいろな事情に応じて、年度途中で予算を追加、変更する予算となります。なお、これに先立ち、高度な医療を受ける件数が想定よりも増えたため、１２月に約 2 億 5 千万円の増額補正を行っています。

現在の予算額は、歳入歳出ともに、5 億 6 千万 1 万 2 千 8 百 5 千 3 円です。この予算現額から、補正額 1 億 5 千万 3 百 5 万 1 千 2 百 円を増額し、補正後の額を 5 億 7 千万 6 万 3 千 6 百 5 千 円にしようとするものです。

歳入予算の繰入金及び繰越金の金額が確定し、約 1 億 5 千万円の増額となりましたので、歳出予算の過年度返還金を差し引いた残金を基金へ積み立てよう

とするものです。

まず、歳入「１．繰入金の補正」は、法令及び国の通知に基づき、決められた計算方法により、保険税の軽減分などを市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れています。このたび、金額が確定したため、それぞれの繰入金を増額または減額するものです。

次に、「２．繰越金の補正」は、前年度決算の剰余金を、繰越金として収入したため、その金額にあわせ増額するものです。

続きまして、歳出「１．基金積立金の補正」は、歳入の補正額から歳出の諸支出金の補正額を差し引いた残りの金額を、貯金である財政調整基金へ積み立てるため増額するものです。

「２．諸支出金の補正」は、前年度の負担金の精算に伴い、県に返還する金額が確定したため増額するものです。

以上で、補正予算案の説明を終わりますが、今回の補正は、毎年２月に行う例年どおりの内容となります。

審議事項（２）「令和８年度館山市国民健康保険税の課税額の改正案」について説明します。

今回の改正案ですが、『令和８年度の国保税の課税額については、令和７年度に決定した改正案、令和７年第１回国保運営協議会にて承認のとおり、県標準保険料率による課税額まで引き上げる。また、新たな課税区分として「子ども・子育て支援納付金分」を加える。』

「子ども・子育て支援納付金分」とは、現行の課税区分である「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」のほかに、令和８年度から国が示す子育て施策の財源となる「子ども・子育て支援納付金分」を新たに加えるものです。

１人あたり課税額、軽減前ですが、令和８年度に県標準料率による課税額まで引き上げることにより、１人当たり平均で１３万５千円の課税額となります。内訳ですが、従来の医療、後期、介護分で１３万２千円となり、前回の協議会での見込みである１３万３千円よりも１千円減額となりましたが、「子ども・子育て支援納付金分」の３千円が新たに加わったことで、前年度と比較して１万３千円の増額となります。

「子ども・子育て支援金制度」について、簡単に説明します。まず、制度の概要についてですが、「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなります。支援金は児童手当の拡充など６つの事業に充てられます。支援金を負担する対象者は全世代となりますが、１８歳以下への支援金の均等割額は免除されます。支援金は、令和８年４月分から課税されますが、実際に徴収が開始する時期は、館山市国

保の場合、納税通知書が届く7月からとなります。支援金額は、加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、館山市国保の場合、令和8年度は平均で月額250円程度となり、年額では3千円となります。なお、支援金額は令和10年度まで段階的に引き上げられる予定です。

「国保財政の仕組み」を説明します。県は市町村ごとの納付金を決定し、納付金を集めるために必要な保険税の標準的な保険料率を市に示します。市は県が示した標準保険料率を参考に、保険税を決定します。国保加入者は保険税を市に納付し、市は保険税等を財源に県に納付金を納付します。県は市町村から集めた納付金等を財源に、保険給付に必要な交付金を市に支払います。市は交付金を財源に、この国保加入者の自己負担額を除いた保険給付費を、医療機関に支払います。これが現在の仕組みです。

まとめますと、医療費などの保険給付費は全て県が負担します。市は、その財源となる納付金を負担します。納付金に必要な標準料率を県が示し、市はそれを参考に保険税を決定します。というものです。

この仕組みによる「令和8年度当初予算のあらまし」ですが、歳出の保険給付費の金額は、財源となる歳入の普通交付金と一致しています。歳出の納付金や保健事業費、葬祭費・出産諸費などの財源となるのが、歳入の国保税や一般会計繰入金、特別交付金などです。歳入の不足分を国民健康保険特別会計の貯金にあたる財政調整基金を取り崩して補填している状況です。

令和5年度に、国保税としてこれだけ集めれば納付金が払えると県が提示する「県標準税額（必要額）」と市の「国保税額（収入）」の差が大きくなり、不足分を「財政調整基金（貯金）」で補填した結果、基金残高が大幅に減少し、国保事業の安定運営に必要と言われている3億円から5億円を下回る結果となりました。このため、前回の協議会において、激変緩和措置として、令和7年度と令和8年度の2カ年で「県標準税額」まで引き上げることで改正案を取りまとめました。

この結果、令和8年度の「国保税額」は一人当たり13万5千円となり、前年度から1万3千円の引き上げとなります。

具体的な税率改正案について提案させていただきます。先ほど説明のありましたとおり、「令和7年度に決定した改正案のとおり、千葉県標準保険税額に合わせることを目標」にし、保険税率を設定したものが「令和8年度保険税率改正案」となります。

令和8年度以降の国民健康保険税は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」及び新たに「子ども・子育て支援納付金分」の4つの区分にそれぞれ所得割、均等割があり、「医療給付費分」についてのみ世帯を単位としてかかる平等割があります。

改正案では全ての項目で引き上げとなり、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」では、令和7年度と比べると、所得割の合計で

0.77%、均等割・平等割の合計で5,500円の引き上げ幅となります。また、「子ども・子育て支援納付金分」では、所得割で0.31%、均等割で1,700円としたいため、令和7年度と比べると、所得割の合計で1.08%、均等割・平等割の合計で7,200円の引き上げ幅となります。

令和8年度改正案をみると、大人1人世帯で所得50万円の世帯で保険税額は年間51,600円、今年度との差額は3,200円です。

大人2人と小人1人世帯で所得200万円の世帯では、年間354,500円となり、今年度との差額は、20,200円になります。

最も差額が大きいのは、大人2人世帯で所得800万円の世帯で、差額は55,200円となります。

国民健康保険は通常8期での納付となります。モデル世帯の中では、館山市で最も多い層と考えられる所得200万円世帯では、1期当たりの増加額は、2,500円程度になる計算です。

なお、「子ども・子育て支援納付金分」を含めると、大人2人と小人1人世帯で所得200万円の世帯では、年間363,400円となり、今年度との差額は、29,100円、1期当たりの増加額は、3,600円程度になる計算になります。以上が、実際の税額の引き上げイメージとなります。

県標準保険料率と比較していただきますと、所得割は同じ率を、均等割額及び平等割額は百円未満を切り捨てた額を改正案としています。

令和7年度に引き続き引き上げることとなり、市民の負担が大きくなってしまいましたが、国保運営上、必要な引き上げとなりますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議の結果に基づき、館山市国民健康保険税条例について、所要の改正を行います。

審議事項の3について、説明させていただきます。「令和8年度当初予算(案)総括表」全体の予算規模ですが、歳入歳出ともに55億8,058万6千円で前年度と比較し、2億3,083万5千円増加しました。増加した主な要因は、医療の高度化や薬剤の高騰などにより、国保が負担する医療に係る費用が増加したためです。

当初予算案の内容について、主なものを説明します。

国民健康保険税、当初予算額9億8,592万4千円、対前年1,763万5千円の増。国保加入者に納めていただく保険税となります。現年課税分について、税額の引き上げにより増加しています。また、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を計上しています。

保険給付費等交付金、当初予算額41億1,197万3千円、対前年3億4,842万1千円の増。このうち普通交付金は、県が市町村からの納付金を財源に、保険給付に必要な費用が交付されるものです。ただし、葬祭費、出産

育児諸費は除きます。特別交付金は、市町村の医療費削減などの取組や財政状況、特殊要因や事業に応じ県が交付するものです。

一般会計繰入金、当初予算額 3 億 9,697 万 7 千円、対前年 2,194 万 4 千円の減。低所得者や未就学児、産前産後の保険税の軽減分などについて、法令や国の通知に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れているものです。

なお、出産育児一時金繰入金が国の通知により令和 8 年度から廃止となります。

財政調整基金繰入金、当初予算額 6,258 万円、対前年 1 億 1,318 万 9 千円の減。歳入不足による基金からの取り崩しですが、国保税額の引き上げなどにより減少しています。

保険給付費、当初予算額 40 億 7,477 万 1 千円、対前年 2 億 7,839 万 6 千円の増。国保加入者の医療費や死亡、出産に伴う給付費用となります。医療費の増加等により療養給付費（3 割の自己負担を除いた 7 割の部分）、高額療養費（3 割の自己負担のうち限度額を超えた部分）が増加しています。

事業費納付金、当初予算額 13 億 4,941 万 8 千円、対前年 4,401 万 2 千円の減。県に納める納付金です。納付金額は、県が市町村ごとに、被保険者数、医療水準、所得水準を考慮し決定します。令和 8 年度から「子ども・子育て支援納付金」が新設されます。

特定健康診査等事業費、当初予算額 4,011 万 1 千円、対前年 286 万 7 千円の増。法律に基づき実施する特定健診や保健指導等の経費です。生活習慣病の発症や重症化予防、服薬指導等により医療費の抑制を図っています。増加した主な要因ですが、令和 5 年度に策定したデータヘルス計画の中間評価の年となるため策定委託料が含まれ増加しています。

続いて、「1 人あたり当初予算額」の歳入では、国民健康保険税（現年課税分）が税額の引き上げにより 7,751 円の増、保険給付費等交付金が医療費等の保険給付費の増加により 60,168 円の増、財政調整基金繰入金が国保税額の引き上げなどにより 11,244 円の減となります。

歳出では、保険給付費が医療費の増加により 52,761 円の増、事業費納付金が 3,496 円の増となり、全体で 56,821 円の増額です。

< 質疑応答（要旨） >

【 質疑 】

令和 8 年度に県の標準税率に合わせるために税率が上がることは理解できますが、市民にとっては「なぜ急に上がるのか」が分かりにくいです。専門用語ではなく、市民が納得できるような丁寧な説明が必要だと思いますが、どうお考えですか。

【回答】

昨年の引き上げ時と同様に、広報紙「だん暖たてやま」や市ホームページなどで、館山市の国保財政が厳しい状況であることを周知しています。今回も大幅な引き上げとなるため、引き続き分かりやすい形での周知・説明に努めています。

【質疑】

昨年も税率が上がりましたが、市民から「負担が大変だ」といった意見や要望は寄せられていますか。

【回答】

毎年7月の納税通知書の発送時期に、窓口で「急激に上がった」というご意見をいただき、事情を説明しています。加入者には自営業や高齢の方が多く、負担感を訴える声もありますが、国保運営に必要なものであることを丁寧に説明し、ご理解とご協力を求めています。

【質疑】

経済的にどうしても納付ができない方に対しては、どのような対応をされていますか。

【回答】

窓口での納税相談を通じて、支払い能力を精査しています。資産がある場合は滞納処分を行います。どうしても支払いが困難な状況にある方については、滞納処分の執行停止などの措置を適切に進めています。

【質疑】

館山市の国保税の収納率は県内54市町村中40番目（約92％）と低迷しています。近隣の鋸南町は高い収納率ですが、館山市が低い理由と対策を教えてください。

【回答】

自治体の規模が大きくなると収納率が下がる傾向があります。また、収入に対して国保税が高く、支払いが困難なケースも多いため、個別の納税相談で対応しています。公平性の観点から低い収納率は課題と認識しています。

【質疑】

近隣の南房総市や鴨川市なども、館山市と同様に県の標準税額に合わせていく状況なののでしょうか。

【回答】

令和7年度の近隣市町の所得割や均等割等の設定状況をみると、どの自治体も県の標準保険料率に近づけていかなければ、運営が難しい状況になってきていると分析しています。

【質疑】

基金の積立金の利息が27万円程度とのことですが、金利が上昇している今、より利率の良い定期預金などで運用して、少しでも財源を増やす工夫はできないのでしょうか。

【回答】

運用は市の会計局が一括して行っていますので、今後の運用についても期待していきたいと考えています。

【質疑】

高額療養費が前年比15.2%増と急増しています。これは一時的なものですか、それとも今後も増え続ける傾向ですか？また、予算不足にならないための対策はありますか。

【回答】

今年度は夏頃に県内で医療費が最も高かった月があるなど、実際に高度な医療を受けている方がいらっしゃるため費用が増加しており、12月議会で補正予算も組みました。今後も医療費は高くなる傾向があるため、健康課と連携して、高額医療にかからないための健康づくり対策などを進めていきます。

【意見】

会社を退職して国民健康保険に加入される方に対し、以前の職場の健康保険を継続できる制度についても市から周知してはどうでしょうか。この制度を案内することで、市民の方はより有利な条件の保険を選べるようになりますし、今後の参考として検討してほしい。

《審議事項結果（答申）》

審議事項（1）令和7年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案、
審議事項（2）令和8年度館山市国民健康保険の課税額の改正案、
審議事項（3）令和8年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案、
については、原案どおり承認する。